

決議

自治体病院は、地域医療の確保と住民福祉の向上のため、議会の議決を経て設立され、公的医療機関でなければ対応することが困難な多くの不採算医療を担うなど社会的使命を果たしている。

我々自治体病院を経営する都市の議会は、住民が安心して医療を受けられる環境の整備や経営の健全化推進に全力を傾注しているところであるが、地域のニーズに対応した適切かつ良質な医療を提供するためには、自治体病院の役割に応じた財政支援措置の更なる充実強化とともに、危機的な状況が続いている医師不足等の早期解消を図ることが不可欠である。

よって、我々関係都市の議会は、ここに総力を結集し、国に対し、特に次の事項の実現について強く求めるものである。

記

- 一、地域医療の中核を担う自治体病院の経営安定のため、特にへき地医療、高度・特殊医療、周産期医療、小児医療、救急医療などに対し、地方交付税措置等の拡充強化を図ること。
- 一、東日本大震災被災地の地域医療を確保していくため、被災地域の自治体病院に対し、全面的な支援措置を講じること。
- 一、救急患者の受入不能という事態を防止するため、救急医療体制の確保・充実を図ること。
- 一、医師の絶対数を確保するため、医学部定員の更なる増員を図ること。
- 一、医師の地域偏在を解消するため、医学部定員における地域枠の更なる拡大を図るとともに、一定期間の地域医療への従事システムを構築するなど抜本的な対策を緊急に講じること。
- 一、医師の診療科偏在を是正するため、診療科ごとにバランスのとれた医師育成方策の確立を図ること。
- 一、出産・育児等により離職している女性医師や看護職員等の復職を促すため、院内保育所の整備や復職研修の充実、短時間勤務制の導入など働きやすい職場環境の更なる整備を図ること。
- 一、医師の負担を軽減するため、勤務環境の改善はもとより、看護師、助産師等医療従事者及び医師事務作業補助者の必要人員確保と養成のための財政措置を拡充すること。

以上、決議する。

平成二十六年五月八日

第四十二回 全国自治体病院経営都市議会協議会 定期総会